

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

整理番号	116	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	116)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

独身証明書が広域交付の対象証明書であることの明確化

提案団体

東京都、福島県、埼玉県

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

独身証明書が広域交付の対象であることを明確化すること。

具体的な支障事例

【現状】

こども家庭庁においては、地域少子化対策重点推進交付金により地方公共団体が行う「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運の醸成の取組」の支援を行っている。

この支援により、多くの自治体で結婚支援センターの開設(37 道府県)、マッチングシステムの導入(34 府県)(令和5年6月岩手県の調査による)が行われているが、それらの利用登録に際しては、32 の都道府県が独身証明書の提出を必須としている。

この措置については、当団体主催交流イベント参加者へのアンケートにおいて「独身証明書の提出により安心して参加できる」という回答が約9割と高く、独身証明書提出を必須としていることが婚活に良い影響を及ぼしていると考えている。

※参考：民間サービスにおける独身証明書の取扱いについて

婚活に係る民間サービスのうち、結婚相談所は入会に当たり原則として独身証明書の提出が必須となっている一方、既婚者のなりすまし等の問題が報道されるマッチングアプリの多くは取得の困難さから独身証明書の提出を求めている状況にある。

【支障事例】

＜申請手続きの煩雑さによる婚活者の機会逸失＞

独身証明書は本籍地のある区市町村への申請が必要なため、取得に手間と時間がかかることにより利用開始まで時間を要している。

申請は区市町村窓口若しくは郵送での対応が必要であることから、「面倒である」、「窓口での申請が恥ずかしい」との理由から申請を躊躇するという声もあり、婚活を開始する機会を妨げている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

「結婚支援マッチング事業/AIマッチングシステム・交流イベント」の利用者から、「独身証明書の提出をした人のみに参加しているので安心」との声が高い(9割)一方で、「独身証明書の入手に手間がかかる」(3割)という声がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【利便性の向上による婚活者の増加】

独身証明書の入手が簡易になることにより、参加者の登録促進が進み、利用者の満足度が向上し、婚活を開始する人の増加が予想される。

【安全性の向上による結婚気運醸成】

マッチングアプリの利用に関し、既婚者のなりすまし、宗教の勧誘、詐欺被害等の問題が報道されている。

独身証明書の申請手続の煩雑さを解消することにより、行政のみならず結婚相談所やマッチングアプリ事業者など民間の婚活事業者も、利用者へ独身証明の提出を求めやすくなる。

その結果、婚活に躊躇する理由のひとつである、独身者になりすました既婚者に騙されるのではないかという不安や実際の被害を減らすことが可能となり、社会全体の結婚気運の醸成につながることを期待される。

根拠法令等

戸籍法第 120 条の2、通達・回答(5124)結婚情報サービス・結婚相談業者に提出する証明書の取扱いについて(平成 12 年4月 10 日付け法務省民二第 944 号民事局長回答、同日付け民二第 945 号民事局第二課長依命通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、いわき市、岡山県、広島市、高知県、大牟田市、熊本市、特別区長会

○独身証明書は戸籍がある市町村でしか取得できない現状、婚活イベント主催者によると、参加希望者から「市町村に知り合いがいて取得しづらい」等の声の一部あったと聞いている。

各府省からの第 1 次回答

戸籍情報連携システムは、その制度上、戸籍事務のためのみに用いることができるものであるところ、独身証明書は一般行政証明書であるとは言え、その発行は戸籍事務に含まれると考えられることから、戸籍情報連携システムを活用し、本籍地以外で発行することは可能であると考えられるが、都市部の市区町村の事務の負担が増大するおそれがあるため、市区町村の意見を踏まえ、必要な対応について検討したい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

戸籍情報連携システムを活用し、本籍地以外での発行を可能にすることにより、行政をはじめ、結婚相談所やマッチングアプリ事業者など民間の婚活事業者も、利用者へ独身証明の提出を求めやすくなる。
その結果、婚活に躊躇する理由のひとつである、独身者になりすました既婚者に騙されるのではないかという不安や実際の被害を減らすことが可能となり、社会全体の結婚気運の醸成につながることを期待される。
市区町村の事務の負担増大に配慮しながら、市区町村と十分に協議し、意見を反映させるとともに、適時、適切な情報を提供するなど必要な対応の検討を求める。
また、「必要な対応について検討したい」との御回答をいただいたが、具体的な検討方法及び検討スケジュールの予定についてご教示いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

1 次回答に記載したとおり、都市部の市区町村の事務負担が増大するおそれがあることから、様々な規模の市区町村に意見を聴取した上で検討することを予定している。
検討スケジュールとしては、年内には市区町村への意見聴取を終え、年度内には結論を出すことを予定してい

る。

なお、デジタル庁が提供する自己情報取得APIを活用することにより独身であることを確認することも可能であることから、民間の婚活事業者が同機能を活用することも可能と考えられる。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【法務省】

（1）戸籍法（昭22法224）

（i）独身証明書については、戸籍情報連携システムを活用して本籍地以外の市区町村において交付することも可能とし、その旨を市区町村に令和6年度中に通知する。